

みなさんのプライバシーを守るために

個人情報保護制度の仕組みと運用状況

☎相談・情報センター ☎0422-44-6600

市では、みなさんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有していますが、こうした個人情報を保護するため、収集する個人情報の内容やその利用・管理の方法などについてのルールを定めています。

■市はどのような個人情報を保有しているのか…

市役所の各課が新たに個人情報を収集する場合は、どのような個人情報を、どのような目的で、いつから、どのような形態で、どこの課で管理するかを記載した「個人情報保管等届出書」を作成し、市長のもとに集約しています。平成24年度に新たに作成した届出書は表4のとおりです。

■個人情報を他の部署や国・東京都が利用することは…

市が保有する個人情報は、たとえ市役所内部の課同士であっても、収集したときの目的を超えて利用すること(目的外利用)は禁止しています。また、国や東京都などの外部の組織に提供すること(外部提供)も禁止しています。

しかし、例外として、法令に基づく場合や個人情報保護委員会の承認を得た場合などには、目的外利用や外部提供を行う場合があります。24年度の目的外利用と外部提供の状況は表5のとおりです。

■自分の個人情報がどのように管理されているのかを知るには…

自身の個人情報がどのように管理されているのかを知りたい場合は、個人情報の開示請求を行うことができます。24年度の開示請求の状況は表6のとおりです。

■個人情報非開示の場合の救済制度は…

個人情報が開示されなかったことに不満がある場合は、市に不服申し立てをすることができます。市は個人情報保護審査会に諮問し、審査会では、非開示の決定が適切であったかどうかを審査します。

表4 個人情報保管等届出書の内訳

所管	届出件数	保管する情報の名称
市民課	新規4件	特別永住者証明書記載事項変更届出書、特別永住者証明書有効期間更新申請書、特別永住者証明書再交付申請書、特別永住許可申請書
	変更1件	住民票(住民基本台帳法の改正に伴う記載する対象者および内容の変更)
	廃止6件	外国人登録原票、外国人登録申請書、外国人登録番号台帳、変更登録申請書・家族事項等登録申請書、外国人登録証明書交付申請書・登録事項確認申請書、登録原票記載事項証明書の請求書兼登録原票の写しの請求書
子ども育成課	新規9件	すくすくひろば・のびのびひろばでの相談の記録、すくすくひろばでの新規利用者カード、乳幼児家庭訪問記録票、保育園での食物アレルギー生活管理指導表、食物アレルギーの除去対応面談表、除去食品表、食物アレルギー個別取り組みプラン、災害時連絡・引き渡しカード
旧水道部(業務課・工務課)	廃止26件	水道事業の東京都への移管に伴い、東京都へ引き継ぎまたは廃棄した個人情報

表5 目的外利用と外部提供の項目別内訳

根拠規定	目的外利用	外部提供
法令に基づくもの	42	31
緊急でやむを得ないもの	3	0
本人の同意を得たもの	13	4
個人情報保護委員会の承認を得ているもの	48	19

表6 開示請求の状況

請求	処理状況					不服申し立て
	開示	一部開示	非開示	不存在	取り下げ	
45	29	5	0	10	1	0

厳しい制限を設け適正に管理しています

コンピューターによる個人情報処理の状況

☎情報推進課 ☎内線2143

市では「三鷹市個人情報保護条例」の中でコンピューター処理による個人情報の取り扱いについて、特に厳しい制限を設けるとともに、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得し適正な運用を図っています。

平成25年4月現在で、市がコンピューターによって個人情報を処理している主な業務と記録項目は表7のとおりです(※は24年4月以降に追加または変更した業務)。

また、市の電子計算組織と接続先の電子計算組織との通信回線の結合により個人情報の処理を行っている業務は表8のとおりで、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを使用し、適正な運用を行っています。

表7 コンピューター処理の主な業務と記録項目

業務名	主な記録項目
住民記録 (※24年7月の住民基本台帳法の改正と外国人登録法の廃止に伴う変更)	住所、氏名、生年月日、国籍
印鑑登録	印影、登録番号
戸籍及び戸籍の附票	氏名、本籍、生年月日
軽自動車税	定置場、標識番号
個人住民税	総所得、年税額
固定資産税(土地・家屋)・都市計画税	評価額、所在地番
収納管理	年税額、収入金額
障がい者福祉	障がい名、手帳等級
生活保護	世帯員氏名、生活扶助金額
国民年金	資格種別区分、収納保険料額
国民健康保険	被保険者記号番号、決定税額
介護保険	氏名、資格区分
後期高齢者医療保険	被保険者番号、被保険者資格取得事由
図書館	氏名、登録番号
選挙	氏名、投票区
のびのびひろば相談業務(※追加)	氏名、相談概要、支援経過
保育園栄養管理(※追加)	氏名、アレルギー種別、発育状況

表8 通信回線の結合により個人情報の処理を行っている主な業務と接続先

業務名	接続先
住民基本台帳ネットワークシステム業務	住民基本台帳ネットワーク都道府県サーバー
東京電子自治体共同運営電子申請・電子調達サービス業務	総合行政ネットワーク都道府県サーバー
マルチペイメントネットワークを利用した収納業務	
地方税電子申告業務(法人市民税・事業所税)および国税連携業務	
公的個人認証サービス業務	
コンビニエンスストアにおける証明書交付業務	

総合オンブズマン 平成24年度活動状況をお知らせします

☎相談・情報センター ☎0422-44-6600

総合オンブズマンは、みなさんから寄せられた市政に関する苦情を、市と市民の間にとって公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

1 月別苦情申立受付状況

(苦情申立のない月は省略)

区分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法		
		市内在住者	市外在住者	本人	代理人	来訪	郵送・ファクス	電話
平成24年5月	1	1	0	0	1	1	0	0
10月	2	2	0	2	0	1	1	0
11月	1	1	0	1	0	0	1	0
平成25年3月	1	1	0	1	0	1	0	0
合計	5	5	0	4	1	3	2	0

2 組織別内容別苦情申立受付状況

区分	受付件数	内容
子ども政策部	2	・市立保育園の0歳児クラス廃止について ・保育園における父母会活動について
都市整備部	1	・私道協定書の許可について
教育委員会	1	・大沢サッカー・ラグビー場の使用割り当てについて
議会事務局	1	・議会事務局職員の電話対応について
合計	5	

3 苦情申立処理状況

※平均処理日数22.6日

区分	件数
1 苦情申立人に結果通知をしたもの	5
(1)苦情申立の趣旨に沿ったもの	2
ア 意見を述べたもの	2
イ 勧告したもの	0
ウ 提言したもの	0
(2)行政の不備がないもの	1
(3)所管外となったもの	1
ア 判決、裁決により確定した権利関係に関する事項	0
イ 裁判などで係争中の事案に関する事項	0
ウ 法令または条例の規定による不服申立機関などの職務に関する事項	1
エ 議会に関する事項	0
オ 職員の自己の勤務内容に関する事項	0
カ 総合オンブズマンにより既に苦情の処理が終了している事項	0
(4)その他	1
ア 自己の利益に関する苦情を有しないもの	0
イ 苦情申立期間を経過しているもの	0
ウ 正当な理由がないもの	1
2 苦情調査を打ち切ったもの	0
3 苦情申立を取り下げたもの	0
4 次年度に調査を持ち越したもの	1

※平成23年度から持ち越した案件1件を含む。

7月の総合オンブズマン相談

☎中村一郎さん(弁護士)=7月4・25日、片桐朝美さん(杏林大学講師)=11・18日、いずれも木曜日午後1時30分~4時30分  
☎相談・情報センター(市役所2階) ☎事前同センター ☎0422-44-6600へ